平成２１年（フ）第５１０号
青森市富田４丁目26番24号
債務者　大森　美佳
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５４０号
横浜市鶴見区市場富士見町１番13―308号
債務者　中村有香こと　金　　有香
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８２９号
東京都世田谷区宇奈根２丁目11番26号フェアーリガーデンたまがわＤ棟１
債務者　相馬　　博
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９０６号
東京都品川区大井３丁目６番21号サンクレスト大井205
債務者　小林　昌江
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９３９号
東京都品川区東品川４丁目10番18―711号
債務者　飯笹　真志
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９６３号
東京都国立市北２丁目27番の７パール国立館207
債務者　佐々木寿子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９７７号
東京都大田区東糀谷６丁目８番７―1232号
債務者　小**柳**　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４７０号
静岡県浜松市浜北区内野台２丁目38番18号
債務者　原　　光雄
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
広島県福山市沖野上町３丁目４番４号
債務者　永久　邦子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３００号
広島県福山市神辺町大字下竹田801番地３、旧住所広島県福山市神辺町字西中条982番地の２　品川メンテナンスＡの403号
債務者　赤木　隆行
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２７７号
広島県福山市春日町７丁目８番41号　春日ｐａｒｔ１―203、旧住所広島県福山市北吉津町５丁目２番12号　みどりコーポⅢ102
債務者　三田　玲子（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１０１７号
東京都東大和市上北台２丁目403番地の１上北台住宅18―506号
債務者　野田　　久
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０３１号
東京都あきる野市小川84番地１
債務者　出岡　千里
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０３２号
東京都あきる野市小川84番地１
債務者　出岡　美好
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１８３号
山口県周南市羽島３丁目17番24号
債務者　井上　將洋
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１８４号
山口県周南市羽島３丁目17番24号
債務者　井上　雅代
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部